

# 介護保険福祉用具購入費の支給について

レンタルで使うには抵抗がある排せつや入浴などのための福祉用具を購入する際には、申請により介護保険からその費用の一部を支給します。

(注)平成27年8月から、一定以上の所得がある方は利用者負担が1割から2割に変更されています。



## 利用できる方

介護保険の要介護(要支援)認定を受け、居宅で生活されている方。

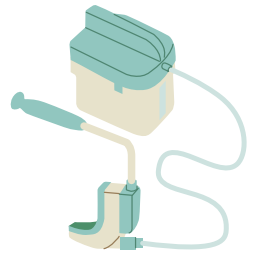
## 支給要件

- 指定特定福祉用具販売事業所(\*)から購入したものであること。  
(\*)都道府県や政令指定都市などから指定を受け、介護保険における福祉用具販売を行うことができる事業所。
- 要介護(要支援)者の日常生活の自立を助けるために必要な福祉用具であり、介護保険福祉用具購入費の支給対象となる品目の福祉用具であること。
- 要介護(要支援)者の居宅において使用すること。介護保険施設等に入所している場合や、医療機関に入院している場合は利用できません。

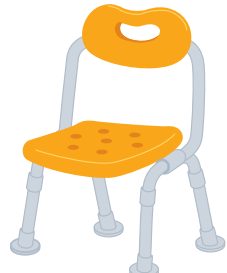
## 支給対象となる品目



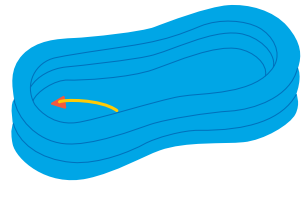
腰掛便座



特殊尿器  
(レシーバー部分等)



入浴補助用具



簡易浴槽



移動用リフトのつり具

### 特殊尿器について

機器本体部分については、平成24年4月1日から福祉用具貸与品目となっています。

### 平成27年4月1日からの新規保険適用 福祉用具購入の品目

- 水洗ポータブルトイレ

## 支給限度基準額

要介護(要支援)度に関係なく、同一年度(4月1日～翌年3月31日)につき**10万円**。ただし、1割(または2割)は自己負担となりますので、介護保険からの支給額は9万円(2割負担の方は8万円)が上限です。支給限度基準額(10万円)を超えた額については、全額自己負担となります。

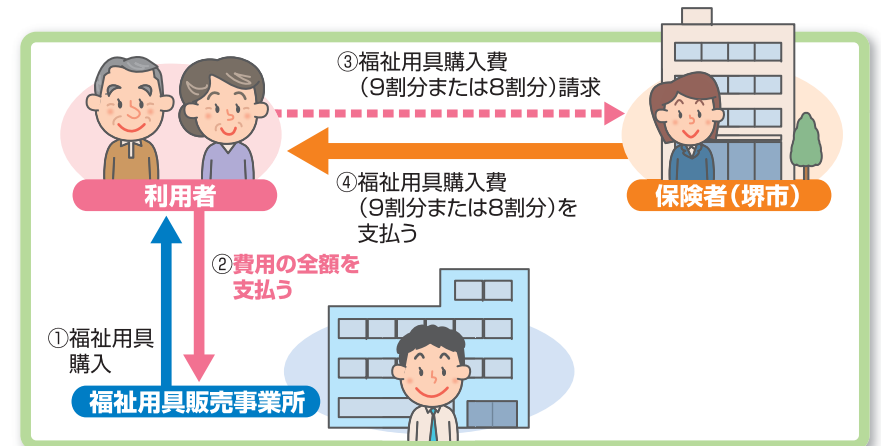
原則として、用途や機能が同一の福祉用具を複数購入や買い替えることはできません。ただし、用具の破損や被保険者の要介護度が著しく高くなったなどの特別な事情があれば、支給できる場合がありますので、事前に各区役所の介護保険担当窓口にご相談ください。

## 支給方法

福祉用具購入費の支給方法は、「償還払い」と「受領委任払い」の**2通り**あります。

### 償還払い

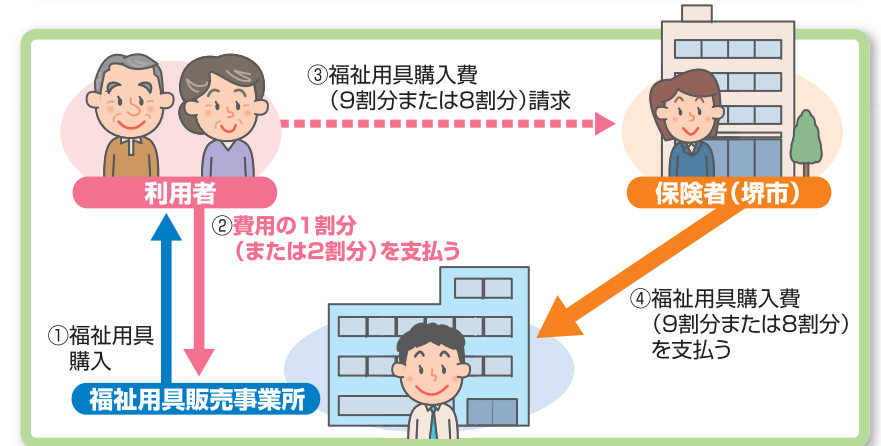
被保険者が、指定特定福祉用具販売事業所に**購入にかかった費用の全額(10割)を支払い**、その後、堺市から購入費用の9割(または8割)を保険給付分(上限9万円または8万円)として、償還(払戻し)を受けるものです。



### 受領委任払い

被保険者が指定特定福祉用具販売事業所に**購入にかかった費用の1割(または2割)を支払い**、その後、堺市が9割(または8割)の保険給付分(上限9万円または8万円)を事業所に支払うものです。

- (注1)介護保険料の滞納がなく、かつ給付制限を受けていないことが条件です。  
(注2)要介護(要支援)認定の新規申請中の方や、退院予定であらかじめ福祉用具を購入する必要がある場合は、償還払いとなります。  
(注3)受領委任払いを選択する場合は、購入前に各区役所の介護保険担当窓口申請が必要です。



## 申請時にご注意いただきたいこと

- 福祉用具の購入にあたっては、担当のケアマネジャーがいる場合は、必ずご相談のうえ、手続きをしてください。その際、被保険者証及び負担割合証をケアマネジャーに必ず提示してください。担当のケアマネジャーがいない場合は、指定特定福祉用具販売事業所に提示してください。
- 償還払いによる福祉用具購入費の支給申請にあたっては、申請書とともに領収書(宛名が被保険者のもの)、購入した福祉用具のパフレット(コピー可)を提出してください。
- 受領委任払いによる福祉用具購入費の支給申請にあたっては、申請書とともに見積書(宛名が被保険者のもの)、購入予定の福祉用具のパフレット(コピー可)を購入前に提出してください。

介護保険の住宅改修費・福祉用具購入費についてのお問い合わせ・ご相談は、お住まいの区の介護保険担当窓口まで

- 堺区 228-7520
- 中区 270-8195
- 東区 287-8112
- 西区 275-1912
- 南区 290-1812
- 北区 258-6651
- 美原区 363-9316